

第25回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年7月7日（月）午後1時27分から午後3時19分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員（24人）

1番	清水 静 枝	2番	中 村 滋
3番	箱 田 裕 史	4番	浦恩城 由 子
5番	佐 藤 勲	6番	寺 崎 正 親
7番	今 井 隆	8番	須 田 直 子
9番	大 野 俊 彦	10番	信 澤 健 治
11番	中 沢 幸 子	12番	山 田 孝 夫
14番	戸 塚 英 子	15番	塚 越 勤
16番	永 井 保 伸	17番	石 川 大 輔
18番	川 野 健 一	19番	福 田 敬 一
20番	西 山 康 雄	21番	反 保 勉
22番	飯 野 利 貞	23番	新 井 元
24番	設 楽 明 志	25番	金 井 政 明

4 欠席委員（1人）

13番 天 田 晃

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八 木 秀 明
係長	渡 邊 喬 丈
係長	矢 端 ひろみ
係長	矢 島 賢 一
主任主事	引 田 めぐみ
主任主事	登 坂 洸 介
主事補	八 戸 萌 花

6 職務のため出席した農林課職員

主事	岩 井 啓 太
----	---------

主事

千 明 正 樹

7 職務のため出席した榛名支所産業観光課職員

課長補佐

松 田 智 也

主任主事

吉 沢 大 輝

8 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第6号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について

日程第8 議案第7号 調査班長及び副班長の互選について

日程第9 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について

日程第10 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第12 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

日程第13 申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議について

◎開 会

午後 1時27分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、第25回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶いただきます。

今井会長、お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお願いしたいと思います。

会長、お願いします。

○会長 それでは、これより第25回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は欠席者、議席番号13番、天田晃委員から欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は25名中のところ24名ということで過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わりました。続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に移ります。

それでは、私のほうから議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号2番、中村滋委員並びに16番、永井保伸委員の両名を指名いたします。

なお、書記の任命につきましては、事務局の矢端係長を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行させていただきます。

発言される場合、皆さんご承知のとおり、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案のほうへ移ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は歯

科診療所用地でございまして、令和6年12月23日許可、高農委指令第1400号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅でございまして、令和7年4月22日許可、高農委指令第1018号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、共有名義から単有名義に変更するためとのこととでございます。なお、関連案件といたしまして、許可取消し後の5条許可申請、議案書19ページ、議案第5号ナンバー18が提出されております。

以上、農地法の規定による許可処分取消については2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま2件の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから質問等ございましたら、お受けいたします。

なければ、この2件承認することといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は不明、転用目的は住宅用地でございまして、昭和47年8月22日許可、群馬県指令西農第2801号でございました。変更の理由につきましては、墓地として使用しているためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は交換、転用目的は境内地でございまして、境内地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいとのこととでございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書20ページ、議案第5号ナンバー22が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和6年2月22日許可、高農委指令第1615号でございました。変更の理由につきましては、事業用地が縮小したためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は仮植場でございまして、売電業を営んでいるが太陽光発電所に植栽する樹木の仮植場として使用したいとのこととでございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の4条許可申請、議案書14ページ、議案第4号ナンバー2が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま許可後の計画変更申請ということで2件の説明がございました。どちらも、この後、1番は5条のほう、それで2番が4条ですか、出てきますけれども、皆さんから何かご質問等ございましたらお願いいたします。

手が挙がらないので、そうすれば、異議ないということで承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については、新規就農案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請です。

それでは、詳細な営農計画につきましては、榛名支所産業観光課より説明させていただきます。

○榛名支所産業観光課 それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

リストのナンバー1、新たに営農を開始したいという申請になります。営農類型は、露地野菜。サツマイモ、サトイモ、ニンニク、タマネギ、ジャガイモです。中室田町にて、農地、約15アールを購入し、営農を開始する申請となります。譲受人につきましては、令和7年4月14日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは、西山康雄農業委員、清水隆明推進委員が出席し、譲受人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1ページ目を御覧ください。まず、1の就農の動機です。以前から農業に興味を持っていて、農業を通じて社会に安定な食材を提供したいと思ったためとのことです。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、中室田町で耕作面積を拡大させていき、生産量の増加に伴い、出荷先も新たに開拓していく計画です。

3の職歴及び農業経験でございますが、神奈川県で農業研修（ホームファーマー）を1年間受講していて、中室田町の借用した農地で約3年8か月栽培をしていたとのことです。

続きまして、2ページ目の営農計画書です。作付については、春はジャガイモ、夏から秋にかけてサツマイモ、サトイモ、冬はニンニクとタマネギを作付することで1年を通して効率かつ計画的

に農作業を行います。従事者については、基本的に譲受人1人で行う予定で、人手が必要なときは知り合いや家族に協力してもらいます。

続きまして、3ページ目の位置図です。太線で囲んだ箇所が今回譲り受ける農地となります。既に当該農地の北に位置する住宅を購入していて、近いうちに住所を移します。

営農計画書等については、簡単ではございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、また、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さま。

事務局の説明が終わったので、続きまして、就農相談会に出席された西山康雄委員から報告をお願いします。

○20番西山委員 20番の西山です。農地法第3条許可申請、審議ナンバー1について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は譲受人に対し、榛名支所産業課、事務局職員とともに、以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 この所得で生活が成り立ちますか。

回答 この所得だと生活が成り立たないので、農業の販売と今の仕事での再雇用で生計を立てます。再雇用の仕事はリモートワークがメインですので、農業時間を確保できる見込みがあります。

質問2 どこに出荷しますか。

回答 主な出荷先は、知り合いの飲食店と神奈川県朝市で販売します。そこでさばき切れなくなってきたら、農協の組合員になり農協に出荷することも検討しています。

質問3 将来的に農業ができなくなった場合は誰が耕作しますか。

回答 息子が耕作を引き継ぐことで話をしています。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけるものと考えられますことを、ここにご報告させていただきます。

以上です。

○会長 ただいま相談会に出席された西山委員から報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問、また、アドバイスのことでもいいですからご意見ありましたらお願いいたします。

これだけの農地で今のところ15アールでやっているのだけれども、3年8か月かな、この書類に書いてあるのだけれども、この土地で3年8か月やってきたの、これは。

- 榛名支所産業観光課　そうです。この土地で以前から栽培をされていたという話で聞いています。
- 会長　これだけいろいろ作物、5種類ですか、予定しているのだけれども、こういうのは同じ土地で連作障害とか、そういうのは。全般に、これは耕作、植えているのか、どういふのだらうな、これは。詳しい方がいたらアドバイスのなことも言ってください。
- 榛名支所産業観光課　一応、既にもうやっていただいている、特に今聞いている限りでは連作障害等は起こっていないという話で聞いております。
- 会長　そうなの。よくサツマなんか同じところを何年も続けるとよりいいものができるなんて、そんなこと言うのだけれども。ほかの品種なんかは大丈夫なのかな。これ、ずらしてやっているのかな。そういうアドバイスのなことは分かったら委員さんのほうから、もしあれば、それを就農者の方に勉強がてら教えてあげればいいかなと思って、今そういうようなこと言ったのだけれども。あんまりこういうのは出ないな。
- 連作でやっているのは、ずらしてやっているのかね。
- 榛名支所産業観光課　そうですね。全く同じ場所でというわけではなくて、多分ずらしながら。15アールの中でも、一つ一つの面積は小さく計画に上がっているかと思うので、ずらしながらはやっているかと思うのですが。
- 会長　それで、あれだっけ、神奈川のほうで販売するという。これ、全部神奈川の朝市に持っていくの、これ。
- 榛名支所産業観光課　いや、全部ではなくて、基本的にメインはお知り合いの方の飲食店という話で、あとの残りの分を、その神奈川のほうの、結局そちらもお知り合いではあるのですが、そちらのほうを通じて朝市で出すという話で聞いております。
- 会長　知り合いの飲食店というのも神奈川なんだ。
- 事務局　知り合いの飲食店は、群馬のほうで、藤岡とかにあるとかという話で。
- 会長　そうなんだ。
- 事務局　はい。
- 会長　そうか、そうか。どうでしょう、皆さんからご意見。
- 25番金井委員　よろしいですか。
- 会長　はい、金井委員。
- 25番金井委員　25番の金井です。1年、2年の、3年、4年、5年ってこうあるのですけれども、一番下の農業所得2,300円、1万7,000幾ら、最後に2万3,300円、額がこんな額で、営農計画書出してやれるのかなという気がするのですけれども。何かこれは小遣い、要は何か本当にこれ職業としてやるのではなくて、何かそんな感じがするのですよね。だから……
- 会長　だから、質問でこれで……
- 25番金井委員　質問で出ているのですけれども、こんな額でなんか営農は成り立たないような気が

するのだけれども、どうなのでしょう。ただ、年間に2万3,300円ですよ。1年であれですよ。1日ではないですよ。1年で2万3,300円という、こんな計画ではちょっと採算合わないのではないですか、だって。

○会長 下限面積というのがなくなって、今、農地を取得する場合に、これ新規就農相談ではないけれども、こういう営農計画書を出さないと農地が取得できないということで、こういうちょっとおままごと、おままごとと言ったら悪いけれども、趣味程度にやるというのも出てくるのですよ、今。事務局から。

○事務局 会長のおっしゃるとおりで、営農はする必要があるという前提で私たちも窓口で受けておりますので、形式上、営農計画書という形で出させていただいていますけれども。ちょっとこれにそぐわないようなものは、前回、飯野委員からも指摘いただいたのですけれども、もっと簡易な農作業の計画書、所得が上がらないような、書かないような計画書も作ったので、ちょっとこういうのを見ても、皆さんに見てもらっても、正直ふざけているのかという話にもなってしまうかもしれないので、作るほうも、そこまで所得とか考えないで農作業をできればいいという考え方として、その技術があって取得して継続的にできるということであれば、こういう総会に上げさせていただく場合は今後もあるのかなと思っています。

○会長 今、事務局から話があったとおり、このような事例というか、申請がこれから出てくるので、そのつもりで今事務局でお話ししたとおり、そういう形になってきたので、出てきますので。

○25番金井委員 取りあえずですか。これも認定するということですか。

○会長 はい、農地取得するにはね。

○22番飯野委員 ちょっとすみません。

○会長 はい。

○22番飯野委員 22番、飯野ですけれども、先月の新規就農は営農計画書がついていなかったのです。そのことを質問したら、今のような話なのですけれども。今回は同じような規模だけれども、営農計画書がついていなかったのですけれども。それで、先月は。

○事務局 今回は、実際、時期的なものがあって、もう昨年度からこの方というのが相談来っていたので、もうこっちの営農計画書を作っていた、もらっていたというのもあって、そのままちょっと使わせてもらっているような形です。その前回つけたのが今年度の4月以降に作ったものなので、今回のこの人というのは、そのまま継続、昨年度から相談に来ていたので、継続して昔の様式をちょっと使わせてもらっていたような感じです。様式という意味では。なので、前回みたいな人だともちろん思って相談は受けておりましたので、それほど深い営農技術というのは求めてはおりませんでした。

○22番飯野委員 もう、では、ケース・バイ・ケースということで。

○事務局 ケース・バイ・ケース、一番のメインは継続的に年間を通して農業に従事できるかという

のは変わらず、どの人でも見ていくようにはしていますので、そこにちょっと所得とかが上がらないという場合も、今後はたくさん出てくるのかなという、それで窓口の対応となっておるところです。

○22番飯野委員 はい、結構です。

○会長 いいですか。

○22番飯野委員 はい。

○25番金井委員 もう一回いいですか。固定資産税だって結構2反くらいはかかるのではないのですかね、このくらい。税金、土地、これ1反4,000円ぐらいの土地ですよ。これ、そうすると、このくらいの下に出ている農業所得ぐらいの固定資産税がかかるのではないですか。

○会長 これ農地種別、何になっているところ、ここは。

○20番西山委員 ここ何百円ではないか。

○会長 農振。

○事務局 農振です。青です。

○会長 農振。では、幾らもかからない。固定資産税、幾らも来ないね。

○20番西山委員 1,000円、2,000円の世界です。

○会長 そうだよな。そんなものだ。

ほかに意見がなければ、これ許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

それでは、続きまして、一括審議に移ります。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

2番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は贈与、後継者として申請地を親族より譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、以前より耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 取下げでお願いいたします。こちらは、7月3日付で申請者より取下願が提出されたため、8番は取下げでお願いいたします。

9番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯の申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は交換、農業経営拡大のため申請地を交換にて取得し耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

18番 まず初めに、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を「令和10年4月21日」から「令和8年4月21日」に訂正をお願いいたします。こちらは、先日の北部の事前協議にて圃場の管理状況が悪く、サカキの生育も良好とは言えない状況のため、今回につきましては3年更新ではなく1年更新とし、管理、営農状況を見て、今後の更新の判断をしたらどうかという意見をいただきました。それを受けて、申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は、令和7年4月22日から令和8年4月21日までの1年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書16ページ、議案第5号ナンバー1が提出されております。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明させていただきます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は、取下げ1件を除く、16件でございます。
なお、この16件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー2からナンバー18の説明がございました。この中で、8番が取下げということですが、事前協議のときは何だったっけ、あれは。

○事務局 事前協議の当日は、この話はちょっと検討するというような話だったのですけれども。

○会長 検討するって言っていたのか。

○事務局 結局、その午後にやはり取下げしたいということで取下願が提出されたという形で、事前協議後に申請が上がったという形です。

○会長 そういうことだそうです。

それでは、これから審議に入るわけですが、ナンバー2については、山田孝夫委員に關係する案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することはできないとありますので、山田委員が申請人の代理人として申請された案件ですので、ナンバー2を最終の審議、質疑として、その際は山田孝夫委員に一時ご退室を願いたいと思います。

それでは、これよりナンバー2を除いて質疑をお受けしたいと思います。皆さんからご質問等ございましたらお願いいたします。

○25番金井委員 25番の金井ですが、14番なのですか。

○会長 14番。

○25番金井委員 ええ。交換でやるということなのですか。面積が随分大きいんですよね。8,500平米の畑と。だから、何かを交換するということですか。だから、交換するものは何になるのですか、これは。

○事務局 交換する農地が、今回の5条の申請がされている22番の案件になりまして、面積がちょっと広いということだったので……

○会長 20……

○事務局 20ページ。

○事務局 こちらで譲受人と譲渡人のところを見ていただくと、記載の寺の現住職と前住職の名義になっておりまして、こちらが戦後の農地改革、農地解放のときにちょっと名義が逆で登記されてしまったのではないかと、実際の5条に出ているお寺の前の広い土地と、今現時点で記載の寺の名義になってしまっている別の広い農地が、名義が逆で登記をされてしまっていたという案件でして、今回、許可申請になぞらえてこういう形の申請にはなりますが、名義がちょっと訂正したいというところが大きい目的ではあります。

○25番金井委員 では、前に間違っていたやつ、これ直すということですか、今回。

○事務局 そういった意味が、目的が大きいです。

○25番金井委員 はい、分かりました。

○会長 また、5条のほうで出てくるので。

ほかにどうでしょう。あと疑問に思うようなところがありますか。

この17番なんか5,600平米ですけれども、贈与なんて。牧場さんに上げますよって、こういう時代になってきました。市街化区域で農地の単価が高ければ、こんなことはないのだけれども。持っていて税金払うだけで、別に耕作しなければ草ぼうぼうで管理も大変だし。そんな年の人ではないのだよね、この人も。66歳って言ったから。管理すれば、管理できるのだろうけれども。嫌いなのかななんて。そういう人もいるからね。余計なこと言ってしまっは、よくないのだけれども。

どうでしょう。別にこれとって皆さんから質問等なければ許可といたしますけれども、よろしいですか。ナンバー2を除いて。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、ナンバー2の審議に入りますので、お願いします。

(12番山田委員 退席)

○会長 それでは、退室されましたので、ナンバー2です。これは、贈与の関係ですか、937平米ということで。これは、同じ名字でどういう関係でしたっけ、これは。譲り渡すのに。

○事務局 こちらは、譲渡人さんが譲受人さんの義理のお姉さんです。

○会長 義理のお姉さんね。

○事務局 はい。親戚ですかね。

○会長 そうのことだそうです。なかなかできないということで、義理のお姉さんが義理の弟か、譲り渡すということで申請出ています。

別に、これは問題なくよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、入室してください。

(12番山田委員 着席)

○会長 それでは、続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅敷地に隣接する申請地を庭として使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございます。

2番 売電業を営んでいるが太陽光発電所に植栽する樹木の仮植場として使用したいという仮植場の申請でございます。なお、同一事業の関連案件といたしまして、さきにご審議いただいた計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー2が提出されております。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は2件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から2件の第4条説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんからご質問等、質疑お受けいたします。

この2番、仮植場ということで、これ太陽光発電所の周りに植えるのかな、柵代わりに植えるのかな。何か種類がレッドロビンという赤い葉っぱ、新芽が出る、よく生け垣みたいなところへ植わっている木だよ、レッドロビンって。そういう名前だったのかな、知らなかったな。だそうです。レッドロビンと言うのだそうです。

アカメ。そうそう、そう。アカメ、アカメって、やっぱりよくそうに言っていたのだよな。でも、伸びるから刈り込みが大変だけれども。

それでは、いいですか。4条の2件の許可相当といたしますけれども、いいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明、お願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 こちらについても、先ほど3条のところで説明させていただいたとおり、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の転用期間の満了日を「令和10年4月21日」から「令和8年4月21日」に訂正をお願いいたします。

契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、

転用期間が定められております。令和7年4月22日から令和8年4月21日までの1年間でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書12ページ、議案第3号ナンバー18、3条の地上権設定が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請、ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図及び案内図でございます。それぞれ図面中央の赤字で申請地と記載されている箇所が申請地でございます。図面に記載はございませんが、高崎市榛名支所から南に約900メートルの場所に位置しております。申請地周辺は、農地と宅地とが混在する地域でございまして、申請地は農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりください。こちらが公図の写しでございます。赤字で申請地と記載された箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、西側が畑でございまして、東、南、北側が公衆用道路にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。こちらは求積図でございます。申請地内には耕作に適さないのり面がございます。この耕作ができない面積を計算した図面でございます。

1枚おめくりください。こちらが土地利用計画図でございます。今回は更新の申請になりますので、現地は既にこの図面のとおりのパネルが設置されております。架台支柱が382本、太陽光パネルが660枚設置されており、周囲にはフェンスが設置されております。

1枚おめくりください。こちらが作付計画図でございます。図面の緑色の印がサカキ、赤色の印がシキミを植栽する位置でございます。シキミにつきましては今年の10月に定植する予定とのことでございます。

1枚おめくりください。こちらが太陽光パネルの立面図でございます。最低地上高は2.0メートル、最高地上高は3.37メートル、支柱と支柱の間隔は3.0メートルとなっております。

1枚おめくりください。こちらが営農計画書でございます。

(1) 下部の農地の面積は、耕作不能な部分を除いた4,626.80平米でございます。

(2) こちらの農地の営農者は、オに該当する方であり、許可期間は最大で3年間となります。

(3) 営農者の農作業経験は40年あり、作付予定の作物に関しては4年の農作業経験があります。

1枚おめくりください。2の栽培計画でございますが、引き続きサカキを栽培する計画でございます。作付面積は、パネル下の面積1,754.63平米で、パネル下以外には今年の10月からシキミを作付する予定です。

次のページを御覧ください。営農に必要な農作業期間でございますが、4年目以降を御覧いただきまして、4月から5月にかけて施肥を行い、10月まで消毒、除草、剪定を行い、11月に施肥を行うとのことでございます。順調にいけば8年目となる令和11年から出荷できるとのことでございます。

1枚おめくりください。続きまして、利用する農業機械でございますが、トラクター、軽トラッ

クを利用すると伺っております。

農作業に従事する者につきましては、3名となります。サカキの栽培経験は4年あり、パネル下で栽培実績のある法人から指導を受けているとのことでございます。

下部農地における単収見込み等ですが、サカキの平均的な単収は10アール当たり7,000本であり、本申請地における現状での収量は10アール当たり4,200本を見込んでおりますが、木の生育を優先する段階であるため、収穫はまだできないとのことでございます。計画どおり成長していけば、8年目で平均的な単収を超える10アール当たり7,200本となる予定でございます。なお、こちらの平均単収については、指導を受ける法人の実績から算出した数字となります。

次のページを御覧ください。生育に適した日照量の確保につきましては、サカキは半陰性であり、パネル下部の日照条件でも散乱光を含む太陽光にて生育は十分に可能であり、適度の遮光によってはがれを防ぐなどの効果も期待できるため栽培は可能とのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の最低地上高2.0メートル、最高地上高3.37メートル、間隔3.0メートルでございまして、作業を効率的に行う上での通常必要となる空間及び生育後の収穫時の作業空間につきましても、十分に確保しているとのことでございます。

1枚おめくりください。必要な知見を有する者の意見書でございますが、2の所見欄を御覧ください。現在までの生育状況は、平均より生育していないが、土質及び排水状況は問題ないとのことでございます。土壌環境の変化や病虫害に細心の注意を払い、早めの採取が期待されとの所見でございます。

次のページ以降は、現地の写真や収支の見込みでございます。参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたしますします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

続きまして、調査報告、現地調査の報告ですけれども、今回、第4班の調査となっています。これで最後ですね。

そういうことで、調査班長の永井保伸委員から報告をお願いします。

○16番永井委員 事前調査報告、第4班班長、永井保伸。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代理人1名の出席でした。

質問1 圃場の状況を確認してきましたが、かなり雑草が繁茂していました。管理は誰がしているのですか。

回答 圃場の管理は、土地の所有者の3名が行っています。また、サカキの生産、販売を行っている法人が指導を兼ねて管理を手伝っております。雑草に関しては、今後しっかりと対処していくようにします。

質問2 サカキに加えてシキミを栽培すると計画にありますが、なぜシキミを選んだのですか。また、出荷先は検討していますか。

回答 サカキの栽培について指導いただいている法人からのアドバイスもあり、シキミを選定しました。また、同法人を通じて出荷先も確保しています。

質問3 営農計画に施肥という項目がありますが、その割に生育状況が芳しくないように見受けられます。ある程度費用をかけてでもしっかり施肥をしていかないと商品として売れるようなものが育たないと思います。

回答 サカキの管理に関しては、手をかけないと商品として売ることができないということは重々承知しております。施肥については、どの肥料を使っていくかということも併せて指導していただいている法人によく相談して適切に行っていきたいと思います。

質問4 圃場内だけでなく、周囲のフェンスにも雑草が繁茂してしまっている状態です。管理不足であり、このままでは収穫や販売は見込めないと思います。継続して許可を受けるために収量、収入を確保していく必要があります。収穫量を増やすための努力をしてください。

回答 技術的改善だけでなく、管理体制の改善が今後の課題と思います。しっかりと改善していきたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 今、永井班長から調査報告が終わりました。

これより審議に入りまして、皆さんから質問等受けるわけですがけれども、今の調査班長の報告ありましたとおり、ちょっとやる気が希薄過ぎるかな。そんなこともありまして、今、事務局から更新年数が本来でしたら3年なのですがけれども、1年ということで報告ございました。皆さんから、現地行っていない人はちょっと分からないと思うけれども、調査班の委員さんからもいろいろお話をしてもらって、それで判断したいと思います。お願いします。

大体聞き取り調査のときに行政書士、代理人ですか、1人、本来ならこの太陽光やっている業者と、また営農者来てお話しするのが道筋なのですがけれども、そういうところに関してもちょっと気持ちの軽いな、そんな感じを私としては受けたところです。

皆さんから意見、お願いします。

はい。

○21番反保委員 21番の反保です。私の地元のそばなのですがけれども、この土地の周り、道路があるのです。

○会長 はい、ある。

○21番反保委員 軽トラがやっとなのですけれども、ちょっとフェンスが建って今までは地元の人がきれいに刈ったのだけれども、フェンスがあって……

○会長 あれ、道路清掃のときに刈るのですか。

○21番反保委員 道路の清掃のときに刈っていたのですけれども、この太陽光ができてからフェンスがあるために刈らないで。篠木でどうにもならないのだよね。

○会長 そう、そう。

○21番反保委員 それも、だから、周りを地元の人が刈ってもらいたいという要望があったので、それも言ってまいりたいと思います。この間、北部の会議があった後、地元の人に聞いたら、中は刈ったそうです。そのフェンスの周り、道路のところを刈っていないそうです。

○会長 刈っていない。全然。

○21番反保委員 だから、そのフェンスの外もきれいにしてもらいたい。

○会長 もうフェンスが見えないぐらいなのだよ。しので。

○21番反保委員 そうなのだよ。だから、山になっているから。地元の人が、それでは、どうしようもないからって言われているから。

○会長 地元からも苦情が出ているということで、また事務局からは話ししてもらいますけれども。

○21番反保委員 だから、もしできない場合は却下しますって、脅してくれておいたほうがいいと思うのだけれども。

○会長 脅してくださいって。それで、この中に墓地があるのだけれども、この墓地はこのやっている持ち主の管理しているの。これは。

○21番反保委員 どうなのかな。墓地はあるのだよな、あそこの中に。

○会長 あるのだけれども。

○20番西山委員 俺も確認しなかったのだけれども、あそこフェンスがあって、ふだんは入れ……

○会長 フェンスで囲われた。

○20番西山委員 違う、違う、お墓ではなくて、周りを全部ソーラーの囲んであるから、鍵閉めてしまうと、例えばお彼岸だとかに、それ、どうにするのかなと思って、ちょっと不安に思ったから今聞こうかなとは思っていたのだけれども。

○会長 そうか、そうか。事務局、見てきた。

○事務局 はい、見まして、その墓地の、その土地の周りもやっぱりフェンスで囲われている状態で……

○会長 では、入れないじゃない。

○事務局 実際、特に墓地、その墓石とか、そういうのはなくて。

○会長 ないのか。

○事務局 はい。黒いシートが敷かれているような状態です。一見して墓地というのは分からない……

○会長 もう石塔がないのか。

○事務局 そうですね。そんな状態でした。もう登記上、墓地で残っているという状態なのかなとい

う、現状は特には墓地という形ではなさそうでした。

○会長　なので、この営農者、管理する営農者がもう年も年なのです。もうちょっと若い人が、もっと体が動くような人に頼めばいいのだけれども、80歳だとか、女性だとか、女性も70代か。傾斜だから。平らではないから管理するっていったって大変、これは。

だから、今回、皆さん、これから決めるのだけれども、更新期間。1年って事務局、本人にもある程度伝え……

○事務局　そうですね、代理人さんを通して、伝えてあります。

○会長　もう伝えてあるのね。

では、決定しましょう。では、更新期間、事務局の先ほどの説明どおりに令和8年の4月21日ということで決定してもよろしいでしょうか。

取消しという声も出たのだけれども、一生懸命やってもらって、そういうことで決めた。また、事務局のほうから、そういう……

○20番西山委員　だから、今回はちょっと書類が遅れたから7月の案件になってしまったけれども、実際なら許可が4月だから、来年は3月とかに。だから、実際には9か月ぐらいということだよな。

○25番金井委員　そうだね、1年ではないよね。

○会長　そうだ。

○25番金井委員　それでオーケーなのだろうね。

○会長　だから、来年の4月21日ということで。遅れた理由は何だったっけ。

○会長職務代理者　書類が遅れたのだよ。

○事務局　行政書士さん、前担当していた、更新前、担当していた行政書士さんがちょっと事情があって今仕事ができない状態ということで。

○会長　それで、また違う行政書士に頼んだという。

○事務局　更新通知送っていたのですけれども、更新通知がうまく届かない状態で、また別の行政書士さんに新たにつきまして、ということでちょっとその関係で遅れてしまい、多少ですね。

○会長　そういう理由だそうです。だから、今回は、来年の4月21日頃ということで。

そういうことでよろしいでしょうか。

○全員　異議なし。

○会長　1年ということで、4月21日までの期間ということで許可相当として。これは。

○会長職務代理者　これ申請者は納得しているか、1年ということ。

1年で構わないという。

○事務局　そうですね。

○21番反保委員　食い違いがあると。

○事務局　はい、大丈夫です。

○会長 これは農業委員会ネットワーク機構に意見聴取だ。大丈夫か。

○事務局 事前によく、はい、確認して臨みます。

○会長 結構、県の審議が厳しいんだ。いろんな意見が出てくるので。事務局、大変だ。

○20番西山委員 県も、何、実際に現地確認をこれはするの。

○会長 現地確認はしない。書類審査。だから、そんなので。事務局が汗拭きながら説明するんだ。

では、これで一括審議に入るわけですがけれども、南部地区まで一括説明してもらって審議に入りたいと思います。

では、事務局、お願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、住宅建築予定地に隣接する申請地を買い受けて庭として使用したいという庭用地の申請でございます、転用済みの畑と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けて新たに地区公民館を建築したいという公民館の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、公衆用道路と一体利用の計画でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、雑種地と一体利用の計画でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、関連案件の番号「議案第1号No.1」を「No.2」に訂正をお願いいたします。

契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。また、関連案件といたしまして、許可処分の取消し申請、議案書3ページ、議案第1号ナンバー2が提出されております。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は賃貸借、近隣で埋蔵文化財発掘調査を行うに当たり申請地を借り受けて仮設事務所及び駐車場として使用したいという仮設事務所及び露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和7年7月22日から令和12年7月21日までの5年間の申請でございます。

21番 契約内容は売買、製造業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の一括案件は、20件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま南部地区のナンバー2から21まで一括説明をしていただきました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質問等ございましたらお受けいたします。

○20番西山委員 では、1ついいですか。

○会長 はい、西山委員。

○20番西山委員 20番の西山です。この14番についてお聞きしたいのですが、公衆用道路が54平米だけなのだけでも、ちょっと地積で言うと939でちょっと広いと思うのだけでも、その使用できない部分というのが結構あるのか。

○会長 では、事務局、お願いします。大体一般住宅、上限が750平米でありますけれども。

説明、お願いします。

○事務局 こちらにつきましては、まず旗ざおの地形だということで通路部分がちょっと長いということと、あとは、こちらの敷地の一部が洪水浸水想定区域というのに少し含まれておりまして、ちょっとここが一部取られてしまうということで、使える部分の面積は少ないというところで、全体ではちょっと広がっているというところでございます。

○会長 理解できましたか。

○20番西山委員 後退線か何かで引っ張られるということ。

○事務局 難しいのですけれども。すみません、図面で言うと、ここの、この洪水浸水想定区域というところには家が建てられないというところで、やっぱりこちらのところ、ほかの場所より低くなっているというところで、浸水してしまうという可能性があるので、使える面積的には少なくなってしまうというところです。

○20番西山委員 低いのだ、そこは。

○事務局 ちょっと低いです。

○20番西山委員 浸水危険区域。

○事務局 あとは旗ざお地なので、そこまでに入る部分というのは、少し長いというところで、面積的には大きくなってしまいうところなんです。

○会長 よくハザードマップで浸水区域ってあるけれども、どのぐらいの浸水のあれになっているのか。そういうのは出ていない。

○事務局 そこまではちょっと出ていないのですけれども。でも、見た感じではそこまではすごく低くなっているというふうではなかったと。

○会長 そうなんだ。

○20番西山委員 でも、何かの指定にはなっているということなのでしょう。だから、駄目だっていうわけでしょう。

○会長 なっている。

○20番西山委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、2番から21番まで、これ許可相当としてもよろしいでしょうかね、南部地区の。

○全員 異議なし。

○会長 それで、最後に北部終わったら、このネットワーク機構に意見聴取する、南部が1番、北部が22があるのですけれども、お聞きします。

それでは、ここでちょっと小休止入れます。10分ぐらい。お願いします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開します。

先ほど南部地区の新規取得で、これから北部地区に入ります。

それでは、北部地区、一括説明を事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

22番 契約内容は交換、境内地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという境内地の申請でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が提出されております。

23番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、土木業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請ございまして、転用済みの畑と一体利用の計画でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は賃貸借、新幹線跨線橋橋脚工事に伴い申請地を借り受けて仮設事務所及び駐車場として使用したいという仮設事務所及び露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請ございまして、転用期間は令和7年7月23日から令和9年3月31日までの約1年9か月間でございます。

30番 契約内容は使用貸借、自宅敷地に隣接する申請地を母より借り受けて車庫を建築したいという住宅の敷地拡張の申請ございまして、宅地と一体利用の計画でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

34番 契約内容は売買、土木工事業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

35番 契約内容は売買、申請地を買い受けて駐車場用地として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

36番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域でございます。

37番 こちらは保留でお願いいたします。こちらの案件は、事業面積が2,000平米を超える案件であり、宅地開発事前協議が提出されておりますが、その中で開発指導課より盛土規制法の許可が必要との意見がありました。盛土規制法の許可が必要な案件につきましては、農地転用許可と同時申請、同時許可が必要な取扱いとしております。このことを代理人に伝えたところ、今月は審議を保留していただきたい旨の回答がありましたので、こちらの案件は保留でお願いいたします。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、北部地区の一括案件は保留1件を除く15件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 そういうことで、今北部のナンバー22から37ですか。それで37が保留ということで報告がございました。ということで、22から36ですか、これより審議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

なければ、許可相当としますけれども、いいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それで、ナンバー1とナンバー22が、これ面積が4,500、これ農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのだけれども、これ22番、この写真で言うと、田と畑になっているのだけれども、これ耕作しているの。

○事務局 何か……

○会長 何作っているのだろう。

○事務局 作っていると、か、そういうのを大々的にやっているというのとはちょっと違ってしまっているのですけれども、22自体が今正ということで出ておりまして、どちらかというと境内地という扱いになっていて、ただ、結構西側のほうとかは木が生い茂っていたり、何か昔、蛍の養殖に使

っていたりしたということで、結構、木が植わってたりというところではあります。

○会長 でも、地目、田だとか、畑だとかになっているから。蛍の養殖。これは、農地種別は幾つなのだろう、このところは。分かる。

○事務局 2種農地。

○会長 2種農地ね。そんな今報告をいただきましたけれども、皆さんのほうから何か質問等あればお願いします。

よろしければ、ナンバー1とナンバー22を除いて許可相当としてもよろしいでしょうか。

許可相当でよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それで、ナンバー1とナンバー22につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取いたします。

それでは、続いて、議案第6号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について。高崎市農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○農林課

議案第6号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について。

農林課です。議案第6号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画」と、A4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

従来までの利用権設定等促進事業が令和4年の農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、農地中間管理事業に一本化され、農用地利用集積等促進計画による権利設定が行われます。農地中間管理事業は、県から指定を受けた農地中間管理機構が、農地の中間的受皿として所有者から農地を借り受け、農業の担い手へ貸付けを行う事業です。今回の議案は、令和7年9月1日の公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、借手は13名、貸手は16名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が17筆、2万3,067平米、地目、田の期間借地がゼロ筆、ゼロ平米、地目、畑の通年が8筆、1万6,570平米、地目、畑の期間借地がゼロ筆、ゼロ

平米、合計で25筆、3万9,637平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は13筆で、割合は52%となっております。

続いて、裏面の総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと、10年未満の農用地について、田が16筆、2万1,257平米、畑が6筆、1万5,367平米、10年から15年未満の農用地について、田が1筆、1,810平米、畑が2筆、1,203平米、15年以上の農用地について、田、畑ともにゼロ筆、ゼロ平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○会長 事務局の説明がございました。今の説明に関して、皆さんから何かご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

やっぱり10年未満多いね。10年から15年、1件だけありますと。あまり長く、若い人だったらいいけれども。ある程度の年齢だとあまり借りていても、そこまで耕作できるか心配なのでしょう。

そういうことで、皆さんから何か質問等ございますでしょうか。農業公社もこういう事業が増えてきたので大変だということで、職員を増員してやっているそうです。

異議がなければ、要請いたしますけれども、要請してもよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、要請することといたします。

続きまして、議案第7号 調査班長及び副班長の互選について。

高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により、「調査班ごとの班長及び副班長は、互選により定める」とあります。このことについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第7号 調査班長及び副班長の互選について。

議案書は26ページでございます。資料はお配りいたしました右上に議案第7号、資料1と記載してあります「高崎市農業委員会調査班」を御覧ください。高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により、調査班ごとの班長及び副班長は、互選により選任を求めるものでございます。

なお、班長及び副班長の任期についてですが、7月20日で新しい調査班長及び副班長へ切替えとなり、1年の任期となりますのでご承知おきください。また、班長に選任されました委員さんにつきましては、高崎市農業委員会運営委員会の構成委員も兼任することとなりますので、ご了承いただきたいと思います。

ここで改めまして、運営委員会の概要でございますが、右上に、議案第7号、資料2と記載してあります「高崎市農業委員会調査班設置要領」を御覧ください。2ページ目、裏面の下段に記載させていただいておりますので、御覧ください。

目的、農業委員会の適正かつ円滑な運営を図る。

構成、農業委員会長、会長職務代理者、各調査班長、農業委員会事務局管理職。

任期、職務に在任する期間とする。

所掌事務、総会に付議すべき条例、規程等に関する審議検討。総会で決定された事項の推進。関係機関団体との連絡等に関することなどとなります。

説明は以上となります。各班での選任をよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま班長、副班長の互選ということで今説明ございました。決まると、今月の20日から施行するということで、職務に精励するということになっております。

そういうことで調査班ごとに分かれていただいて、班長、副班長決めてもらうわけですが、しばらく決めるまで休憩いたします。決まったら、事務局のほうへ報告をお願いいたします。

では、班ごとに分かれて決めてください。お願いします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、決まったようですので、係長から報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局 各班ごとにご協議いただいた結果なのですが、読み上げさせていただきます。1班班長、清水静枝委員、副班長、石川大輔委員。2班班長、飯野利貞委員、副班長、川野健一委員。3班班長、福田敬一委員、副班長、新井元委員。4班班長、西山康雄委員、副班長、中沢幸子委員。

ご報告は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 今報告がございましたけれども、みんな聞き取れましたか。分かりましたか。再度私から言わなくも大丈夫でしょう。分からなかったら手挙げて聞いてください。

よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 決まったということで、では、班長代表して誰か挨拶するの。いいのですか。

そうだろう。7月20日からということで職務に務めていただきたいと思います。

早く終わってよかった。そういうことで発表が終わったので、ただいま発表のとおり、皆さん、決定してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。では、よろしくお願い申し上げます。

それでは、報告事項に移ります。

第1号から第4号まで、それでは、係長、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1 番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか3件、合計4件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1 番 契約の内容は売買、転用目的は建売分譲、用途指定区分は第1種住居地域、ほか23件、合計24件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1 番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか1件、合計2件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、令和7年5月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手続の遅れにより、転用許可が令和7年6月20日付で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条申請1件、5条申請33件、合計34件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和7年6月23日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 今の報告事項、皆さんから質問等なければ、続きまして申合せ事項に移ります。

申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議について。このことについて、係長、お願いします。

○事務局

それでは、申合せ決議を読み上げさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申合せ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申合せ決議をする。

記

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するため

の研修等を実施すること。

令和7年7月7日、高崎市農業委員会。

以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 ただいま法令遵守に係る申合せ決議ということで説明がございました。この件に関して、何か皆さんから質問等ございましたらお願いいたします。

これとってなければ、原案のとおり、申合せといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、その他に。1つあるのですね。

では、事務局から説明、お願いします。

○事務局 農業振興担当です。事前に送付させていただきました高崎市農業委員会公害対策委員会開催についての通知を御覧ください。開催日時は、令和7年8月5日火曜日、第26回総会終了後。場所は、市役所本庁舎17階の172会議室となっています。議案の内容につきましては、令和7年度農作物被害に係る被害者請求事案についてとなっております。委員の皆様におかれましては、総会終了後のお疲れのところ、恐縮ではございますが、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長 公害対策委員会開催ということで、事務局、農業振興、この4月から入って、たまにはこういう皆さんの前でしゃべりたいよね。

○事務局 よろしくお願いします。

○会長 出番がなかなかなかったのだよね。よかった。

それでは、その他。ほかに事務局からありますか。なければ、これで終了とするわけですが、この後、暑気払いということで予定しております。5時半からです。そういうことで、多くの方が参加してくれるので、またゆっくり飲みながらいろんな話をしましょう。

◎閉会の宣告

○会長 そうということで、それでは、以上で第25回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時19分 閉会